

○越前市立学校体育施設の開放に関する規則

平成17年10月1日
教育委員会規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市における地域スポーツ振興及び児童の安全な遊び場確保のために、学校教育に支障のない範囲で学校体育施設を市民の利用に供することに必要事項を定めるものとする。

(開放する施設及び時間)

第2条 開放する学校体育施設は、次のとおりとする。

- (1) 講堂
- (2) 校庭

2 施設の開放時間は、越前市立学校施設使用条例(平成17年越前市条例第197号)の規定による。

(開放する施設の許可)

第3条 校長は、学校教育に支障のない範囲において、越前市立小学校及び中学校の管理規則(平成17年越前市教育委員会規則第15号)第4条の規定に準じ、施設の利用を許可することができる。

2 施設を利用しようとする者は、事前に別に定める申請書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(施設を開放する学校)

第4条 施設を開放する学校は、越前市立学校のうち分校以外の学校とする。

(施設開放管理運営協議会の設置)

第5条 施設の開放を行う学校ごとに、施設の開放を円滑、効果的に行うため施設開放管理運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の任務)

第6条 協議会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 施設利用の許可に関する基準の決定
 - (2) 施設利用者(団体)間の利用調整に関する業務
 - (3) 施設利用者(団体)に対する利用遵守事項の指導業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、開放施設の安全で良好な管理を行うために必要な業務
- (協議会の構成)

第7条 協議会は、次に掲げる委員で構成し、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教職員代表
- (2) 地区体育協会代表
- (3) 地区公民館代表
- (4) 市スポーツ推進委員代表
- (5) スポーツ少年団代表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な団体の代表

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときに補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24教委規則8・一部改正)

(会長、副会長及び事務局長)

第8条 協議会に会長、副会長及び事務局長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 事務局長は、協議会の庶務会計を担当する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(利用者の損害賠償)

第10条 施設の利用者が学校開放中に負傷し、又は施設若しくは設備を毀損したときは、管理上の欠陥がある場合を除き、原則として利用者がその責めを負うものとする。

(平25教委規則6・一部改正)

(利用者の使用責任)

第11条 施設の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用許可を受けた目的以外に利用しないこと。
- (2) 清掃を行うこと。
- (3) 施設又は設備を適正かつ良心的に利用すること。
- (4) 日誌を記入すること。
- (5) 火気の後始末をし、消灯、戸締まり、施錠等を確認すること。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会からの指導事項を遵守すること。
(その他)

第12条 この規則に定めのない事項については、教育委員会がその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の武生市立学校体育施設の開放に関する規則(平成12年武生市教育委員会規則第1号)又は今立町立学校体育施設の開放に関する規則(昭和59年今立町教育委員会規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(会議の招集の特例)

- 3 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の会議の招集及び当該会議において会長が互選されるまでの間の会議の運営は、第9条の規定にかかわらず、それぞれの学校の校長が行う。

(任期の特例)

- 4 この規則の施行後、最初に第7条第1項の規定により委嘱された委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

附 則(平成24年3月22日教委規則第8号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月31日教委規則第6号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。